

平成24年

第1回臨時会

会議録

(第1号)

平成24年 2月20日

平成24年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成 24 年 2 月 20 日 (月) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会 期 の 決 定
日程第3 承認第1号 平成 2 3 年度江差町一般会計補正予算 (第 1 2 号) の専決
処分の承認を求めることについて
日程第4 議案第1号 町有財産の無償貸付けについて
日程第5 議案第2号 平成 2 3 年度江差町一般会計補正予算 (第 1 3 号) について
日程第6 議案第 3 号 平成 2 3 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 5
号) について

◎ 出席議員 (1 2 名)

議	長	打 越	東 亜 夫
副	議	室 井	正 行
議	員	小笠原	満
	〃	薄 木	晴 午
	〃	飯 田	隆 一
	〃	萩 原	徹
	〃	小笠原	淳 夫
	〃	横 山	敬 三
	〃	若 山	明 廣
	〃	大 門	和 子
	〃	小野寺	真
	〃	小 林	栄 治

◎ 欠席議員 (0 名)

◎ 出席説明者

町		長	濱	谷	一	治
副	町	長	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀	幸
総	務	財	須	藤	公	徳
政	策	推	田	畑		明
税	務	課	澤	口	純	一
健	康	推	高	橋	勝	則
町	民	福	金	子		登
環	境	住	大	坂	敏	文
農	林	水	福	島		平
追	分	商	小	田	島	訓
建	設	水	西	谷	和	夫
ひ	の	き	結	城	孝	好
学	校	教	小	笠	原	正
社	会	教	木	村		晃

(議会事務局)

局	長	金	子	峰	雄
書	記	尾	山		徹

開 会 10:00

(議長)

ただいまの出席議員数は12名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから、平成24年・第1回江差町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、小林議員、大門議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会・委員長から報告がありました。

したがいまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

おはようございます。

承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の

規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

所謂、ひのき荘の給湯ボイラーが破損したことにより、入荘者の日常生活に支障をきたすこととなった為に早急に補正をする必要があることから、12月30日付を以て専決処分をいたしましたので宜しくお願い申し上げたいと思います。

具体的内容につきましては、担当課長より説明を致します。ご審議の上、ご承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」 (補足説明)

それでは3ページの予算構成表に基づき説明いたします。

民生費 老人福祉施設費 「ひのき荘給湯ボイラー取替」であります。補正額は2,205千円、財源内訳は、同額、一般財源を充当するものであります。

内容につきましては、給湯ボイラーの取替であります。昨年12月28日早朝にバーナー付近からの漏水が発生し、応急修繕を行ったところでありますが、経年劣化が進行し、取替が必要と判断されたところであります。折悪しく、厳冬期でもあること、入荘者処遇に欠かせないものであることなどから、早急に取替修繕を行う必要があることと、正月休暇に入ることなどもあり、議会開会の暇がないことから、専決処分としたものであります。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

承認第1号 平成23年度・江差町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第1号 町有財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」（提案説明）

議案第1号 町有財産の無償貸付けについてでございます。

旧朝日小中学校校舎及び旧日明小中学校校舎につきまして、新たな雇用の確保など公益上の理由から社会福祉法人・江差福祉会に対して無償で貸付けするものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明を致します。ご審議の上、ご承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「政策推進課長」

「政策推進課長」（補足説明）

おはようございます。

それでは「議案第1号 町有財産の無償貸付けについて」提案理由についてご説明させていただきます。

議案13ページをご覧下さい。

まず貸付財産。朝日町96番地、木造2階建、面積1,369.45㎡。これが旧朝日の校舎の建物でございまして、社会福祉施設の認可を受けて災害備蓄用パン工場に改修となるものでございます。土地は建物の下地を含めた敷地全体の面積で3,440.021㎡でございます。

もう1つの建物は、田沢町419番地2、木造平屋建、面積590㎡。これは日明の校舎の体育館でございます。これは災害備蓄用パン等の保管倉庫として使用されるものでございます。

貸付けの相手は、社会福祉法人・江差福祉会・理事長 半澤節子氏でございます。貸付けの理由でございますが、先ほど町長が提案説明したとおり、町の支援対策として無償貸付けを議決いただきたくご提案するものでございます。

貸付け期間につきましては、建物を事業者が社会福祉施設として改修を行うものでございまして、また機械の設備投資等を勘案し平成24年3月1日から平成34年2月末日までの10年間とするものでございます。

次に配布しております資料を見ていただきたいと思います。

資料No.1をご覧ください。事業概要は議案の提案でもご説明しましたが、朝日の校舎は指定障がい者福祉サービス事業所の認可を受けて、災害備蓄用食材の製造等を行う施設に再利用されるということです。日明体育館は災害備蓄用の食材の保管倉庫として再利用され、この2箇所が今回の貸付けの提案でございますけれども、朝日校舎の社会福祉施設整備によって同じく災害備蓄用のフリーズドライ製品を大澗地区の江差福祉会が所有する既存の建物に増築されるという一連の事業内容ということになってございますので、この辺もご理解ください。事業所の就労者ですが、新たな職員採用で20名を予定しておりまして、利用障がい者は40名定員の計画でございます。

次に施設整備、いわば設備投資の概要でございますが、記載の通りでございます。江差福祉会さんからは現時点では改修工事及び機械設備などでおおよそ2億円程度になるのではということでお聞きしております。事業開始予定は改修工事等で1ヵ月程度を見込んでおりまして、4月中の事業開始を予定していることから早期の改修工事を望んでいる関係もございまして、貸付け開始を3月1日からとしているものでございます。その他、朝日校舎の改修図面等についてはご覧いただければご理解いただけるものと思っておりますので、割愛させていただきます。

最後に繰り返しの説明になりますけれども、江差福祉会が製造販売している災害備蓄用のパンでございますが、3.11の東北大震災の影響もありまして全国自治体や企業から注文が寄せられておりまして、現在の厚沢部工場だけでは追いつかない状況となっているようでして、新たな製造ラインを早急に整備する計画を受けまして、町としても学校跡地の利活用を含めた協議を江差福祉会さんと進めて参ったところでございます。

朝日校舎及び日明体育館ともに建設後53年から57年経過し、老朽した建

物であることは資料記載の通りでして、校舎の改修を事業者自らが行って頂くことで再利用がはかれることは勿論、障がい者福祉の向上、特に全道的な課題となっております高等養護学校の卒業者の受け入れ、そして職員雇用も含めた地域経済の波及効果は大きいと判断し、有償貸付けではなく町の支援対策という観点で無償貸付けを議決いただきたくご提案するものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今課長から説明ありました雇用の場の確保、更には以前から色々要望等もありました事も含めて、基本的には賛成という立場でお聞きしたいのですけれども。

まず1つ。「以前に」とちょっと触れましたが、もう何年前でしょうか。プロポーザルで、ずっと町としてもこの議会でも説明ありました。それから広報等でも出しておりました。プロポーザルが結果的に何も無くて、あっても条件に合わなかったのかよく分かりませんが、いずれにしてもプロポーザルの経過説明をした上で、今こうなったということは私は必要だと思うんです。江差町が当初考えていたプロポーザルのここまで至った経過について、簡単でよろしいのでお聞きしたいというのが1つ。

それからもう1つ。3月1日。今日が2月20日ですから、今月はあと1週間ちょっとですか。議案として出た直近の部分で今の説明を聞けば、特に備蓄パンの関係ですね。聞けば「なるほどな」と思ったんですけれども。

しかし、それにしても町の財産を無償で、尚且つ長期間という事から行けば、事の性格上はもっと早めに我々に知らせて、こういう事だと理解を得るという事も含めて手立てが必要だったと思うんです。1週間であまりにも唐突な提案ではないのかなど。理由としては分かりましたが。

そういう意味でお聞きしたいのは、いつ頃から。震災の関係で言えば、大体マスコミ等では去年の早い部分から備蓄パンについてはあったと聞いていたから。そうするとかなり前から江差町の方に、このことについては要請があったのかなという気がするのですが、町として私はもっと早めにこういう部分を取るべきではなかったかなという意味合いで、このギリギリまで来た部分について、簡単に説明していただければ有り難いと思います。以上2つ。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

大きく2点でございます。

プロポーザルの経過説明をとりましますと、平成19年の3月で閉校になって、19年の12月にこのプロポーザルの計画が立てられました。以後実質的に3年ほど、工房を含めてやっていた。年数的には5年経過して、プロポーザルの正式的な応募は無かったというのが1つです。

それから2つ目の質問と絡む訳ですが、江差福祉会さんがこの災害備蓄用パンのラインの製造を増設したいという計画のお話が町長を含めてあったのが、昨年の実はかなり遅くでございました。その前は皆さんもご承知のとおり、福島障がいを持った方の施設の受入先として、南高校のお話も色々な動きもあったのですが、そちらの方は少し諸事情で現在滞っておりますけれども、江差福祉会さんとしていずれにしてもこの災害備蓄用パン、それからフリーズドライの新たな製品を早急に立ち上げないと、製造ラインを増やさないとならないという事で。

少しだけ申し上げますと、日明の学校校舎で実は話がスタートしたのが具体的に言うと昨年の11月です。その後、日明の方は災害危険区域の指定に入っている区域で、社会福祉施設の認可が非常に難しいという点があって、また紆余曲折を得ながら昨年の暮れに朝日の方に校舎の活用ということで、町の働きかけもあって動いてきたと、こういう事でございます。

何を言いたいかと言いますと、プロポーザルであれば手続き・手順を踏まないとならない訳です。事業提案をして、審査委員を委嘱して、最終的に審査をして決定するまでに、少なくとも6カ月の手続き・手順を経なければならないというのがプロポーザルに従った手順でございます。

冒頭言ったように、日を急いで4月から稼働させたいという江差福祉会さんの意向を踏まえて、普通財産に切り替えをして早期の対応をしてやるべきだという形で内部の協議を早々に持ったと、こういう事であります。

いずれにしても1点目の質問、それから2点目の質問に対するトータルとしてのお答えについては、以上の通りでございますのでご理解していただきたいと思っております。

(議長)

次に、「室井議員」

「室井議員」

今回の50何年も経っている建物、使ってもらえる。これは町にとっては有り難い事です。解体しなければならないような状況になってお金をかけるより、自分で改修してやるんですから。有り難い事と私は思います。

合わせて町長どうですか。「企業誘致条例」ありますよね。ちょっと今手元に資料ないですけど。申し訳ないけど、カビの生えたような古い条例だと私は思いますよ。

現在の今の江差町に置かれている現状を見ますと、あの条例は見直す必要あるんじゃないですか。もっと昔と違う、何十年前の条例とは違う。大きい企業でなくてもいい。小さな事業所でも、江差町に目を向けるような条例を改正していく。そういう必要性があると思うんですよ。これは3月議会まで大分時間ありますよ。議案の中で是非見直しをやって、企業が来やすい、直接使用料を貰わないで、間接的に人が来る事によって町が潤うという方向を根本的に考え直す必要がある時期に、江差町はあると思っている。そういう考えが私にありますので、これに対する条例の見直し。これに関する答弁を願いたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

ありがとうございました。

実は室井議員からの質問にある、企業誘致条例の見直しについては、今指示はもう既に出してあります。それで実は、この3月の定例会までに間に合えば一番ベストだなと思っておられますものの、時間的にそこまで出来るかどうか。

それから今後、議員さん達との連携を含めた形の中での整理していかなければならないと言う事を考えれば、6月にならざるを得ないこともあり得るかなと思っておりますが、出来るだけ早い機会に今の企業誘致条例を見直すという方向で指示をしておりますので、室井議員のおっしゃる通りの方向に行きたいと思っております。

(議長)

いいですね。他に質疑希望ありませんか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第1号 町有財産の無償貸付けについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第13号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第2号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第13号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、「町道除雪対策」「江差小学校校舎耐震改修工事」など、7事業に関する経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の総額にそれぞれ330,598千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,078,718千円とするものでございます。また、併せまして繰越明許費の補正及び地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明を致しますので、ご審議の上、議決方よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは17ページの予算構成表に基づき説明いたします。

最初に、土木費 道路維持費 「町道除雪対策」であります。補正額は9,983千円、財源内訳は、同額、一般財源を充当するものであります。

「町道除雪対策」につきましては、昨年9月議会で20,802千円、予算補正しているところではありますが、平年を上回る降雪により、道路の除雪経費が増嵩しております。

併せまして、通行の支障となる箇所等の排雪も実施しております、予算不足を生じる見込みとなっていることから、補正をお願いするものであります。

予算内容としましては、直営9人の臨時職員等の賃金1,536千円、時間外勤務手当であります。このほか北部地区の除雪委託料6,520千円、融雪剤等の消耗品400千円、ロードヒーティングの電気料477千円、除排雪等のための重機借上料1,050千円となっているものであります。

次に、土木費 機械管理費 「車両管理」であります。補正額は1,956千円、財源内訳は、同額、一般財源を充当するものであります。

内容につきましては、町道除雪関連経費としまして、重機等の消耗品費、燃料費、修繕料等について予算補正を行うものであります。

具体的には、タイヤチェーン等の消耗品費522千円、軽油・ガソリンの燃料費1,066千円、車両修繕料368千円を予定しているものであります。

町道除雪対策の合計は、併せまして、11,939千円で、昨年の補正を加えますと、32,741千円となるものであります。

続きまして、教育費（小学校管理費）「江差小学校校舎耐震改修工事設計見直し・単価修正業務委託」であります。昨年12月議会で補正追加しました財源の更正を行うものであります。地方債が1,100千円となりますので、一般財源を減額するものであります。

次に、教育費 「江差小学校校舎耐震改修」であります、予算科目上から小学校費 学校管理費と幼稚園費に区分し、計上しておりますが、合計額欄で説明してまいります。

補正額は317,640千円であります。財源内訳は、国庫補助金88,988千円、地方債は229,200千円、一般財源は548千円の減額となるものであります。

江差小学校の耐震改修は、校舎のピロティ棟部分を平成22年度において実施したところではありますが、今回は体育館を除く、職員室棟と幼稚園棟の改修を行うものであります。

この事業は国の3次補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業として、文科省の学校施設環境改善交付金を活用して実施する耐震改修事業であります。

今回、補正提案に至った理由としまして、少し財政的背景、内容を申し上げますと、3次補正の地方負担は地方債の充当率が100%まで引き上げられております。更に後年度負担の元利償還金につきましても、補助裏分の80%、継足し単独分の70%が交付税措置されるという非常に有利な起債となっております。

次に、総務費 諸費 「町税過年度還付」であります。補正額は400千円であります。財源内訳は、同額、一般財源を充当するものであります。

内容は、所得税更正により町道民税を還付するものでありますが、残余の予算を充て、なお不足する400千円を追加補正するものであります。

次に、教育費 文化会館管理費 「文化会館塔屋外壁改修」であります。補正額は619千円であります。財源内訳は、同額、一般財源を充当するものであります。内容は、昨年12月28日から30日の暴風雪によりまして、会館塔屋外壁、アルミスパンドルの一部が剥離したことから、張替修復を行うものであります。

以上、補正額の合計は、330,598千円で、財源内訳は国庫支出金88,988千円、地方債229,200千円、一般財源12,410千円は交付税を充当するものであります。

続きまして、20ページ 「第2表 繰越明許費」であります。

以下、記載のとおり、

教育費 小学校費 「江差小学校校舎耐震改修」292,740千円。

教育費 小学校費 「あすなろ幼稚園園舎耐震改修」24,900千円

以上につきましては、予算補正後の事由によりまして年度内に支出が終わらない見込みから繰越明許費とするものであります。

続きまして、21ページ 「第3表 地方債補正」であります。追加であります。

「起債の目的」 「江差小学校校舎及びあすなろ幼稚園園舎耐震改修」

「限度額」 229,200千円

「利率」 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
「償還の方法」借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

続きまして、28ページ 「(4)地方債の当該年度末における現在高の見込に関する調書」であります。補正後の現在高は6,871,927千円となるものです。

以上ご審議のほど宜しく願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

土木費 除雪関係だけお聞きしたいと思います。

それで、補正は分かりました。1つお聞きしたいのは、大雪。本当に町職員関係者の皆さん、大変な対応をされていることについては、改めて町民の皆さんも見ています。

それを前提にお聞きしたいと思うのですが、特に町民の皆さんからこの1、2週間細かい事も含めて要請と言いますか、苦情と言いますか、色々あったと思うんです。平日・日中はともかく、土日・夜は内容にもよるのかもしれませんが、町民の皆さんから「あれこれ」あった場合、どういう対応をされていたのか、どういう体制になっているのか。まず1問目としてお聞きしたいと思います。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

体制は土日については、当然職員は居ませんので、まずガードマンの方に電話が入ります。それから担当係長もしくは私の方に電話が入って、これについては土日ほとんど作業員が出ていますので、それから作業員に連絡して緊急性のあるものから順番に対応していくという状況です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

実は私も課長さんに1、2度電話とかでお願いして大変助かった事があるのですが、土日吹雪いている時とか大変な時はそれなりにこちらも分かります。現場に出ているとか、対応して繋がることもありますけれども。最近傍目には雪が降っていなくても、暖気で屋根の雪が大変だとか、それは町営住宅含めてですけども。そういう部分も含めて道路のどこどこが崩れそうだとか、土日に電話した事があるんです。そしたら「今日は特段何もないので来ていません」ということで、その前まで大変な状態を知っていますので、「まあいいや」と私に対応した事があったのですけれども。

単に豪雪だとかそういう部分だけでなく、これから色々全道ありますね。暖気になってという部分も含めれば、やはり土日の体制というのは、あそこの当直ですか、居るからだけでは済まないという気もしますので、その部分是要請に留めておきますが。

再質問。単に町道の除雪だけでなく、除雪全般ということで恐縮ですが議長お聞きしたいのですけども。

例えば町営住宅もしくは高齢者一人住まい、体の障がいがあった民家に入っている人でも、どうしても自力ではもしくは近隣の手助けではどうしようもないという部分が、この間、私も役場の方に電話しました。これは単に町道だから、町が管理しているからだけでは済まない問題。これは国、道からも色んな通達が入ってきちんと自治体の方で一定の手立てしなさいと、これだつて抽象論でよくわからないのですが。とは言いながらも、命に関わる問題についてはそういう部分も対応しなければならぬと思うのですが、特に町として住宅、町営住宅は一定の対応をしているのを見ていましたが、民家・高齢者・障がい者・1人で暮らしていて隣近所でそういう応援体制がない、親戚もない等などという部分についてはどのような把握、対策をされてきたのか、国の通達も踏まえてお聞きしたいと思います。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

個別の町営住宅は担当の方から。

一般的な部分でまずお答えしますと、私どもの原則論で自分の私有地は自分

でというのが原則ですが、おっしゃるように高齢或いは体の悪い、そういった部分については勿論100%とは言いません。ただ電話を受けた中では当然そこが私有地であれ、何であれ作業員の方も関係ないという話ではなくて、その都度、例えば柏町でもどこでもそうですが、細かい所も入っていくという対応は極力取っていると考えています。

ただどうしてもそれが全てかと言われると、当然100%の民家の把握はしていませんので、100%ではありませんが出来る限りご連絡いただければ対応しているということでご理解願います。

(議長)

いいですか。

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

町営住宅の除雪ですが、今年は特に非常に大雪で、実は町営住宅に面する道路に関しては建設課の方をお願いしている訳ですが、屋根から落ちて裏側の窓が全部塞ぐような状況になっている住宅がかなりありましたので、柏団地につきましては職員と業者の重機を借り上げしながら全体の排雪も含めてやりました。

それと南浜の団地ですが、金曜日に現地を見まして、これも非常な大雪で、実は今朝8時半から既に業者の方と職員5名が対応しております。多分明日までかかるのではないかと考えております。

南が丘の住宅についても随時、建設課と連携を取りながらきめ細かく対応させていただいているところです。以上です。

(議長)

「町民福祉課町」

「町民福祉課町」

私の方では議員ご承知のとおり、障がい者・高齢者の方々の除雪サービスを実施しております。ご存知のように今年の場合は結構な大雪で申請者も例年よりも多くなっています。また当初11月、12月の段階で除雪サービスを決めていくのですが、その都度申請者が出てきまして、これにつきましては町内会さんなり高齢者事業団のご協力を頂きながら、随時の申請に対して対応してきたという結果でございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

それで金子課長。いまお話ありましたが、除雪サービスの部分については、残念ながら採択には条件からはみ出る部分もいらっしゃいますよね。でも、今建設課長がおっしゃったとおり、実態として高齢者もしくは障がい者、1人暮らしで除雪サービスの要件に該当しないけれども、何らかの対応をしなければならぬというものも個別案件によってはあると思うんです。そういう部分については先ほど建設課長がおっしゃいましたが、1つ1つの状況を見ながら、必要な対応を取って行くという確認でよろしいのかどうか、課長お願いします。

(議長)

「町民福祉課町」

「町民福祉課町」

只今ご指摘のとおり対象にならない案件もありましたけれども、状況を見まして何らかの対応をしていかなければならないという事で、関係課と連携を取って対応してきたという事でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

「横山議員」

「横山議員」

私は教育費関連について質問します。

まずここで小学校、あすなろ幼稚園も含めまして耐震改修の予算が小学校だけでも2億9千万、合わせて3億1,700万円ほど計上されておりますが。これは事前に何年間、去年一昨年も町政懇談会などで説明されて、あるいは他の議会でもあったと思いますが。

1億5～6千万の小学校については耐震改修にかかるという説明を受けていたと思います。それが今、ここで倍近い金額で出てきていると。いきなりこの議会に議案として上程されるよりも、事前に前とは随分話が違うのですから、倍になっている訳ですから、事前に議員協議会などで説明されるのが筋ではないかと思うのがまず1つ。そこをまず質問致します。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

江差小学校の実施設計につきましては平成20年度、21年度にかけて数字が出てきた。その部分で、概算で約3億数千万かかるという数字が出て参りました。具体的にピロティ棟が21年～22年にやられるという事も含めて、概算の数字についてはその時点が出ていたという事で承知しております。

(議長)

「町長」

「町長」

町政懇談会の席でそういう話があったという質問の内容ですけども、ご案内のとおり学校教育長の方でお話させてもらったとおり、1億数千万の耐震工事をやるなどと言う事は、私の頭の中には今もありませんし、前もありません。

3億数千万かかる今回は額が少し落ちたかなという思いはしておりますものの、3億数千万かかるという事については前々からの私の認識です。

(議長)

「横山議員」

「横山議員」

3億数千万という意味は、それはピロティ部分を含めての話ですね。

「町長」

はい。

「横山議員」

では私はその以前にも質問した、小学校については1億5～6千万もかかる。あるいは中学校についてはこれこれの予定をしているという数字が出ていたと思いますが、それは違うということになる訳ですか。

それについてさっき言いましたように、事前にいきなり議会に上程するよりも議員協議会なりで説明するのが順序として良いんじゃないかと思って言っていますが、それについてのお考えをどうぞ。

(議長)

横山議員。

今、町長も課長も答えているのは「そんな数字を出して説明した覚えはない」とこう言っているんですよ。横山議員はそれを聞いたと言っても、数字的にもこの場所で言っている方が議長は正しいというふうに判断していますので、その事についていくら答弁を求めてもそれはさっきの答弁で変わることがないとうご理解を頂きたいと思います。

もし横山議員がそうであれば、その証拠を持つなり、色々な事できちんとした自分の見解を言わなければ、言葉だけでは信用できないということになりますので、その辺はご理解をして頂きたいと思います。

「横山議員」

事前説明は。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

学校関係の予算ならびにこの間の経過の説明でございますが、昨年の9月議会を思い起こして頂ければと思います。

最初は萩原議員のご質問がございまして、「おおよそ中学校は幾らかかるのか」「耐震改修は幾らかかるのか」その時点でまず金額を申し上げている所でございます。それと昨年の12月の単価入れ替えの時点。これは耐震改修に伴う実施設計の単価入れ替えを行いますという事も12月補正で説明してきた所でございます。

そういう観点からしまして、既存の認知された、熟知された事項でございまして特別内容についてこれという認識は、皆さんの方では充分できていたのではないかと。それと合わせまして、国の交付金。これが昨年末、12月末に交付決定になっているということでございますので、昨年9月から12月までの間で充分金額等あるいはどこをどのようにというお話については充分論議がされてきているものと理解しているところでございます。

なお議員協議会については、そういう観点も含めて説明されてきているという判断でございますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

「室井議員」

「室井議員」

いいですか。

行政で一言も発信していない事を、そういう事実があったとそのままにするんですか。ここは議場の場ですよ。発言の取り消しなり、しなければならぬんじゃないですか。議長と議運の委員長に任せますから整理してください。

(議長)

いま特別、議運を開いてというよりも、いま横山議員に答弁した通り12月議会でも話されている通りですので、そのことについてはご理解を頂きたいというふうに思います。

いいですね、横山議員。

他に質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第2号 平成23年度・江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成23年度・江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」（提案説明）

議案第3号 平成23年度・江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、国民健康保険税の過年度還付に係わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,031,914千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明を致します。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

（議長）

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」（補足説明）

それでは31ページの予算構成表でご説明致します。

保険税過年度還付でございます。内容につきましては、一般会計でも町税過年度還付金と同じく所得税の更正請求に伴う国保税の過年度還付であります。更正請求による還付金に加え、例年の実績から今後の還付の発生を見込み、合わせて300千円の補正をお願いするものでございます。財源は一般財源で繰越金を充当するものでございます。よろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声）

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第3号 平成23年度・江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件については、すべて議了しました。

これで会議を閉じます。

平成24年・第1回江差町議会・臨時会を閉会します。

ごくろうさまでした。

閉 会 10:50